

市立釧路総合病院の新棟建設についてお知らせします

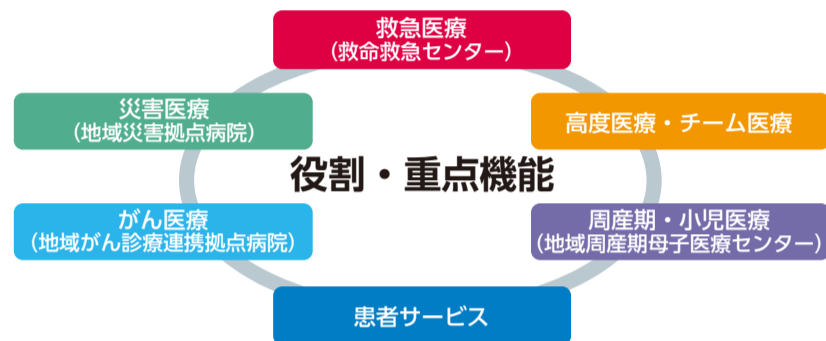
問合せ 市立釧路総合病院新棟建設推進室 (☎41-6121)

市立釧路総合病院は、84(昭和59)年に建設以降、数度にわたり改修をしてきましたが、24時間365日止まることなく稼働しており、施設設備等の老朽化が進んでいます。また、施設の面積が狭く最新の大型医療機器の導入が困難な状況であることなど、さまざまな課題を抱えています。

当院は、釧路・根室地域の中核となる地方センター病院であり、これらのさまざまな課題を解消し、将来にわたり地域における役割を果たしていくため、新棟建設等事業を進めてきましたが、このたび、基本計画がまとまりましたのでお知らせします。

■ 役割・重点機能

「地方センター病院」の柱として、6つの役割・重点機能を整備し、関係機関と連携しながら、地域完結医療を目指します。



基本計画の詳細につきましては、市立釧路総合病院ホームページ(☎<http://www.kushiro-cghp.jp/gaiyo/sintou/>)をご覧ください。

今後も、地方センター病院として担うべき役割と機能強化を最優先し、北海道が策定する地域医療構想や将来の医療需要を見据えた無駄のない整備を心掛け、新棟建設に向けて取り組んでいきます。



■ 新病院の整備計画

新棟は、現在の第1駐車場に建設します。既存棟は、築年数が比較的新しい増築入院棟、第3外来棟、精神科棟、サービス棟は残置し、その他は解体撤去します。残置した既存棟は、新棟と連絡通路で接続することで有効活用します。



<新病院の概要>

敷地面積	3万2,140平方メートル
延床面積	5万5,000平方メートルを想定 (新棟約3万9,000平方メートル、既存棟他約1万6,000平方メートル)
建物構造	免震構造を想定
病床数	535床を想定 (一般422床、救命救急16床、ICU12床、緩和ケア21床、結核10床、精神50床、感染症4床)

総事業費 約377億円
建設工事関連……約322億円
医療機器関連……約55億円

事業スケジュール

基本設計 21(令和3)～22(令和4)年度
実施設計 23(令和5)～24(令和6)年度
建設工事 25(令和7)～28(令和10)年度
新棟開院 28(令和10)年度

●上記スケジュールは、社会情勢、医療行政の動向および地域の医療状況の変化や整備手法の選定などにより変更することも考えられます。

国民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きの詳細については、お問い合わせください。



問合せ

免除等 市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)

口座振替等 日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課 (☎61-6000、61-6001、61-6002 音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。)

保険料の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください

国民年金の保険料は、年齢や所得に関係なく一律であり、20(令和2)年度は月額1万6,540円です。

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。便利で納め忘れがなく、現金納付より割引額が大きい「2年前納・1年前納・6カ月前納・早割」もあり、大変お得です。21(令和3)年4月分以降の前納をご希望の方は、2月26日(金)までにお申し込みください。

《20(令和2)年度の口座振替割引額》※

振替方法	納付額	割引額
通常納付(翌月末振替・納付)	1万6,540円	0円
早割(当月末振替)	1万6,490円	50円
6カ月前納	9万8,110円	1,130円
1年前納	19万4,320円	4,160円
2年前納	38万1,960円	1万5,840円



※20(令和2)年度国民年金保険料の前納の受付は終了しています。
21(令和3)年度の割引額は、今年1月下旬に厚生労働省から公表される予定です。

【必要なもの】

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)および年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、通帳、金融機関届出印

【手続き先】

ご希望の金融機関(一部のインターネット専業銀行を除く)、年金事務所または市役所

将来受け取る年金を増やしたい方は、付加保険料の納付がおすすめです

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者の方は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来受給する年金額を増や

することができます。

【付加保険料の月額】

月額400円

※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。さかのぼっての申し込みはできませんので、納付を希望される場合はお早めに手続きしてください。

※国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

【付加年金額】

将来受給できる付加年金額は、年間で「200円×付加保険料納付月数」です。2年間年金を受給することで、付加保険料を納めた分の元を取ることができます。

【必要なもの】

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)および年金手帳など基礎年金番号の分かるもの

【手続き先】

市役所または年金事務所

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度まで下がった場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能です。

連帯納付義務者(配偶者・世帯主)の所得も審査に影響しますので、手続きの詳細についてはお問い合わせください。

保険料の免除をご希望の方で、手続きがお済みでない方は市役所または年金事務所まで申請してください。